平成２１年（フ）第２３６３号
京都府宇治市広野町丸山７番地　メイゾン・ド・ボワー318号
債務者　木村　豊彦
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７３号
京都市右京区太秦安井東裏町８番地１
債務者　上田　和美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７４号
京都市伏見区下鳥羽東柳長町36番地　パールハイツ祇温103号
債務者　能勢　辰文
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７５号
京都市伏見区下鳥羽東柳長町36番地　パールハイツ祇温103号
債務者　能勢富美子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県西宮市中須佐町８番15号
債務者　田邉知佐子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５号
兵庫県西宮市東町１丁目８番１―507号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県西宮市鳴尾町３丁目５番１―305号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番12―107号
債務者　浅井　政男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市常光寺３丁目６番１―916号常光寺団地、前住所兵庫県尼崎市西大物町７番２―208号
債務者　吉本　富男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１８号
奈良県天理市櫟本町1285番地　県住Ｃ３―102、住民票上の住所奈良県大和郡山市今国府町191番地２―25号
債務者　脇本　友也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
奈良市都祁友田町1465番地
債務者　和正　拓也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
鳥取県米子市宗像７番地35
債務者　井上　幸恵
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２５１号
広島県呉市倉橋町1749番地の８
債務者　山村　良幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１号
広島県江田島市能美町鹿川2776番地９
債務者　福田利惠子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２号
広島県呉市仁方中筋町22番15号
債務者　山根　直矢
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７号
広島県呉市川尻町西３丁目４番27号
債務者　平下たつ江
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１０号
広島県呉市広中新開１丁目９番26号
債務者　堀内　徹也
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２号
広島県呉市川尻町西３丁目４番27号
債務者　平下　雅敏
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで　広島地方裁判所呉支部